

～ 外国法令紹介 ～

カンボジア

民法関連の不動産登記に関する共同省令， 民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令 (2の1)

国際協力部教官

内 山 淳

はじめに

前号掲載の「カンボジア現地セミナー（不動産登記共同省令）」では、カンボジアの民法関連の不動産登記に関する共同省令及び民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令について、それらの概要を説明したが、その際、個別に取り上げていない条文もあったことから、改めて上記各省令の全文（日本語訳）¹を掲載して紹介する。

なお、本号においては民法関連の不動産登記に関する共同省令を掲載し、次号以降に民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令を掲載する。

¹ 日本語訳は仮訳。本稿執筆時において改正情報には接していないが、各省令の内容は、各省令記載の日時現在のもの。なお、当部ホームページにも掲載。

カンボジア王国

国土管理都市計画建設省
司法省
No.30 MOJ,MOL,PK/13

プノンペン 2013年1月29日

民法関連の不動産登記手続に関する共同省令

<参照法令名 省略>

第1条 目標

本省令は民法に基づく適切で有効な不動産登記がなされることを目的とする。

第2条 目的

本省令は、民法に基づく登記の申請手続および不動産に対する物権の登記手続について規定することを目的とする。

第3条 適用範囲

本省令は、所有権が登記された土地に適用し、不動産占有権権利証もしくは土地占有使用権権利証が発行された土地についても準用する。

この省令は、次に規定する登記に適用する。

- a) 所有権の移転、変更、更正、抹消
- b) 永借権、用益権、先取特権、質権、抵当権の設定、移転、変更、更正、抹消
- c) 地役権の設定、変更、更正、抹消

第4条 定義

この省令において使用される重要な用語の意義は次に定めるところによる。

1. 人とは、自然人と法人をいう。
2. 登記事項とは、本省令の規定に従って土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿に記載される事項をいう。
3. 登記権利者とは、登記により直接に利益を受ける者をいう。
4. 登記義務者とは、登記により直接に不利益を受ける者をいう。
5. 登記申請人とは、登記権利者、登記義務者、その他登記の権利を行使する者、もしくは登記の義務を履行する者をいう。
6. 一般承継人とは、相続、法人の合併により、人が有していた全ての権利義務を承継する者をいう。
7. 変更登記とは、登記事項に変更があった場合、当該事項を変更するためになされる登記をいう。
8. 更正登記とは、登記事項に錯誤や遺漏があった場合、当該事項を更正するためになされる登記をいう。
9. 付記登記とはすでに登記された主登記に関連するものとして公示されるべき権利の登記をいう。

10. 登記嘱託書とは、裁判所及び他の公的機関が地籍管理所に対し、登記手続きを依頼する書面をいう。

第5条 管轄機関

1. 本省令において、不動産上の物権の登記申請の受付管轄機関は、不動産が所在する、キャピタル/プロビンシャル地籍管理所、及びムニシパル/ディストリクト/カン/の地籍管理所とする。
キャピタル/プロビンシャル地籍管理所、及びムニシパル/ディストリクト/カン/の地籍管理所は、不動産上の物権の登記申請にかかる受付簿を他の受付簿と分けて作成しなくてはならない。
不動産上の物権の登記申請書を受領した、ムニシパル/ディストリクト/カン/の地籍管理所は、その申請書と関連書類を遅滞なく、不動産が所在する、キャピタル/プロビンシャル地籍管理所に送付しなくてはならない。
2. 本省令において、不動産上の物権の登記管轄機関は、不動産が所在する、キャピタル/プロビンシャル地籍管理所とする。

第6条 登記の申請及び登記

不動産上の物権に関する登記の申請は、書面でしなければならない。

登記管轄権のある、キャピタル/プロビンシャル地籍管理所は、申請人が作成した申請または嘱託書に記載された登記事項を登記しなければならない。

登記事項の登記は、関連する登記簿になされなければならない。

第7条 登記の順序

不動産上の物権に関して登記管轄権を有するキャピタル/プロビンシャル地籍管理所は、直接受領した登記申請書、又はムニシパル/ディストリクト/カン/地籍管理所から受領した登記申請書、又は裁判所、他の公的機関から受領した嘱託書について、受付の順番で番号を付すこととする。

同一不動産に複数の登記申請がなされたときは、不動産上の物権に関して登記管轄権を有するキャピタル/プロビンシャル地籍管理所は、登記申請書および裁判所、他の公的機関から直接受領した嘱託書の受付番号、受付日付に従って登記しなければならない。

第8条 権利の順位

1. 同一不動産上の権利の順位は、法令に定める場合を除き、登記の順序による
2. 付記登記の順位は主登記の順序による
3. 同一の主登記にかかる付記登記の順位は、付記登記の順序による

第9条 登記申請書の補正および却下

1. もし、申請書に下記のような不足な点があった場合は、登記権限を有するキャピタル/プロビンシャル地籍管理所は相当期間を定めて補正を命じなければならない。
 - ・必要書類の添付を欠くとき
 - ・申請書と添付書面の内容が一致しないとき
 - ・登記義務者の身分事項が登記簿と一致しないとき。

第1文の規定は、本省令第12条（共有物不分割契約登記申請）及び13条（抵当権の順位変更等の登記申請）に規定する登記を申請する者にも準用する。

・登記に関わる税金および手数料の支払いがないとき

2. もし、登記申請人が、第1項に規定した補正命令に基づいて補正をしない場合は、その地籍管理所は、当該登記申請を却下しなければならない。
3. 登記申請の管轄を誤ったとき、すでに登記された事項についての登記が申請されたときのような、不適正な登記の申請については、キャピタル/プロビシヤル地籍管理所は、当該登記申請を却下しなければならない。
4. 第2項、第3項、に定めるもののほか、申請が本省令その他関連法令と一致しないときも、キャピタル/プロビシヤル地籍管理所は当該申請を却下することができる。
5. 第2項、第3項および第4項に規定された申請の却下に関しては、キャピタル/プロビシヤル地籍管理所は、理由を付した却下書面を作成し、登記申請者もしくは代理人に通知しなければならない。
6. 却下に対しては中央地籍管理所に対して異議を述べることができる。当該中央地籍管理所が当該異議の却下をなしたときは、申請人は、国土管理都市計画建設大臣に対して異議を申し立てることができる。
前段に規定する却下をなす時は、中央地籍管理所は、当該異議申立人に書面で通知しなければならない。
7. 本省令に基づいて、申請を却下した時は、地籍管理所は、申請人または代理人に、添付書面を還付するものとする。

第2章

不動産上の物権の登記申請人

第10条 不動産上の物権の登記申請人

1. 不動産上の物権の登記申請は、登記権利者及び登記義務者が共同してしなければならない。
2. 次に定める場合は、登記権利者は単独で申請を行うことができる。
 - 相続を原因とする権利の移転のとき。遺贈の場合は、本条第1項の規定に従って行う。
 - 法人の合併を原因とする権利の移転のとき
 - 当初の用益権者の死亡を原因とするとき
 - 登記手続を命じる、執行名義たる、確定判決・決定、和解・請求の認諾調書があるとき
 - 他の法令の規定があるとき
3. 利者として登記されている者は、自らの氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の変更・更正申請を単独で行うことができる。
4. 第1項、第2項、第3項の登記申請は代理人により行うことができる。

第11条 一般承継人による申請

一般承継が発生した場合には、一般承継人は、登記権利者または登記義務者として登記申請をすることができる。

第12条 共有物不分割契約登記申請

共有物不分割契約登記の申請は、すべての共有持分権者が共同でしなければならない。

第1文の規定は、準共有についても準用する。

第13条 抵当権の順位変更等の登記申請

1. 抵当権の順位の変更の登記申請は、順位を変更する抵当権の登記名義人が共同してしなければならない。
2. 第1項の規定は、先取特権および質権の順位の変更登記申請に準用する。
3. 第1項の規定は、民法第879条（根抵当権の共有）1項第2文の定め の登記申請に準用する。

第3章

不動産上の物権の登記事項

第14条 登記事項の総則

1. 不動産上の物権の登記事項の総則は次のとおりとする。
 - 登記権利者の氏名
 - 登記の目的
 - 登記の原因及びその日付
 - 代位原因及びその日付
 - 代位者の氏名
 - 共有物不分割等、もしあれば
 - 各共有持分権利者の持分
 - 権利消滅に関する特約、もしあれば（条件、期限を含む）
 - 登記した順序を示す番号
2. 第1項に規定するものに加え、所有権、永借権、用益権に関する登記事項は次のとおりとする。
 - 登記権利者の生年月日と出生場所。法人ならば設立年月日
 - 登記権利者の両親の氏名
3. 第1項に規定するものに加え、担保権に関する登記事項は次のとおりとする。
 - 権利及び不動産が共同担保の目的となった時は、当該権利及び不動産
 - 質権、抵当権、先取特権によって担保された被担保債権を質権の目的とした場合は、その質権の被担保債権

第15条 永借権の登記事項

第14条に定めるもののほか、永借権の登記事項は次のとおりとする。

- 永借権の期間
- 賃料
- 支払時期、もしあれば
- 民法第254条3項に規定する特約、もしあれば

第16条: 用益権の登記事項

第14条に定めるもののほか、用益権の登記事項は次のとおりとする。

- 用益権の目的
- 用益権の期間 又は事情

- 用益権の対価、もしあれば
- 対価の支払時期、もしあれば
- 民法第269条3項に定める特約、もしあれば

第17条：地役権の登記事項

1. 第14条に定めるもののほか、承役地への地役権の登記事項は次のとおりとする。
 - 要役地の表示
 - 地役権の目的
 - 地役権の期間
 - 地役権の範囲
 - 地役権の対価、もしあれば
 - 対価の支払い時期、もしあれば
 - 民法第288条、第289条1項、第293条2項に定める特約、もしあれば
 - 永借権、用益権者が地役権を設定した時は、それら権利の表示
2. 第14条の規定に関わらず、登記権利者の氏名および住所を登記することを要しない。
3. 要役地への地役権登記の登記事項は次の通りとする。
 - 承役地の表示
 - 地役権の目的
 - 地役権の範囲
 - 承役地における地役権登記年月日

第18条：先取特権の登記事項

1. 第14条に定めるもののほか、先取特権の登記事項は次のとおりとする。
 - 債務者の氏名
 - 債権額
2. 第1項に加え、不動産売買の先取特権の登記事項は次のとおりとする。
 - 利息、もしあれば
 - 損害金、もしあれば

第19条：質権の登記事項

- 第14条に定めるもののほか、質権の登記事項は次のとおりとする。
- 債務者の氏名
 - 期間
 - 元本額
 - 違約金、もしあれば
 - 民法第820条2文、第837条に定める特約、もしあれば
 - 被担保債権に付した条件、もしあれば

第20条：抵当権の登記事項

- 第14条に定めるもののほか、抵当権の登記事項は次のとおりとする。
- 債務者の氏名
 - 元本額
 - 利息、もしあれば
 - 損害金、もしあれば

- 被担保債権に付した条件、もしあれば

第21条：根抵当権の登記事項

第14条に定めるもののほか、根抵当権の登記事項は次のとおりとする。

- 債務者の氏名
- 極度額
- 被担保債権の範囲（被担保債権を発生せる取引の種類）
- 民法第871条に定める確定期日、もしあれば
- 民法第879条1項2文に規定する特約、もしあれば

第22条:買戻特約の登記事項

第14条に定めるもののほか、買戻特約の登記事項は次のとおりとする。

- 売買代金額
- 契約費用
- 買戻期間

第23条 被担保債権の一部譲渡等による担保権移転登記の登記事項

第14条に規定する事項に加え、被担保債権について、一部譲渡または一部代位弁済がなされた場合における、先取特権、質権、抵当権の一部移転の登記に関する登記事項は、当該譲渡または代位弁済の目的である債権の額とする。

第24条 質権・抵当権の処分の登記の登記事項

第19条の規定は、転質、質権の譲渡または放棄をする場合の登記について準用する。

第20条の規定は、転抵当、抵当権の譲渡または放棄をする場合の登記について準用する

第25条 共同抵当の代位の登記事項

第20条に規定するもののほか、民法第858条の規定による代位の登記の登記事項は次のとおりとする。

- 上位の抵当権者が弁済を受けた不動産の表示
- 当該不動産の競売価格
- 上位の抵当権者が弁済を受けた金額
- 被担保債権の表示

第4章

不動産上の物権に関する登記申請書

第1節

登記申請書の形式と添付書面

第26条 登記申請書

不動産上の物権に関する登記申請書には、登記申請の種類に従い下記事項を記載しなければならない。

- 国の正式名称
- 標語
- 不動産が所在する、ムニシパル／ディストリクト／カン又はキャピタル／プロビンシャル地籍管理所
- 登記申請の目的
- 登記申請の原因およびその日付
- 登記権利者及び登記義務者の氏名及び住所
- 登記申請人が登記権利者・登記義務者以外の者であるときは、その者の氏名及び住所
- 登記申請人が法人のときはその法人の代表者の氏名
- 代理人の申請によるときは代理人の氏名及び住所
- 不動産の表示
- 共有物不分割特約等、もしあれば
- 申請人が代位者であるときは、代位原因およびその日付
- 申請人が代位者であるときは、代位者の氏名および住所
- 登記申請人が一般承継人であるときは、被相続人又は被合併会社の名前
- 申請日、登記申請人の署名、指印
- 二人以上の権利者がいるときは、各々の持分
- 添付書面

第27条 登記申請書の添付書類

登記の申請を行うときは、申請人は、登記申請の種類に応じて次の必要書類を添付しなければならない。

- 登記申請人の身分証明書
- 登記申請人が法人であるときは法人の代表者の代理権限を証する書面
- 登記申請人が、法定代理に服しているときは、その法定代理人の代理権限を証する書面
- 申請が、任意代理人によるときは、委任状
- 登記原因を証する書面
- 申請人が代位者であるときは、代位原因を証する書面
- 確定判決等に基づく登記を申請するときは、確定判決等
- 利害関係を有する第三者がいるときは、当該第三者の同意を証する書面
- 本省令第10条2項、および第11条に定める登記を申請する場合は、相続または法人の合併を証する書面
- 地役権図面
- 用益権の目的である建物を特定する図面
- 権利証
- 国土管理都市計画建設省が定める他の関連書面

第2節 所有権登記申請書

第28条 所有権移転登記申請書

所有権の全部ないし一部が移転されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権全部移転
 - 所有権一部移転
- b- 次の各原因および日付
 - 売買
 - 贈与
 - 交換
 - 相続
 - 遺産分割
 - 遺贈
 - 確定判決
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 両親の氏名
 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 新共有者の持分
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第29条 共有持分移転登記申請書

共有持分の全部ないし一部が移転されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - ○番氏名.....共有持分全部移転
 - ○番氏名.....共有持分一部移転
- b- 次の各原因および日付
 - 売買
 - 贈与
 - 交換
 - 相続
 - 遺産分割
 - 遺贈
 - 確定判決
 - 共有物分割

- 共有持分放棄
- その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 新共有持分の持分
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第30条 所有権又は共有持分権についての更正登記申請書

既になされた所有権又は共有持分権の登記について、錯誤・遺漏が発見されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権更正
 - 共有持分権更正
- b- 次の各原因
 - 錯誤
 - 遺漏
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 更正すべき各事項
 - 目的
 - 持分
 - 所有者及び共有者の氏名
- e- 不動産の表示

- 土地の所在
- 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第31条 所有権移転登記の抹消登記申請書

既になされた所有権の移転登記について利害関係を有する第三者がいるときは、抹消登記申請は、当該第三者の同意があるときに限り申請することができる。

第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権移転抹消
 - 所有権一部移転抹消
 - 共有持分全部移転抹消
 - 共有持分一部移転抹消
- b- 次の各原因および日付
 - 契約取消
 - 契約解除
 - 契約の合意解除
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第3節 永借権登記申請書

第33条 永借権設定登記申請書

永借権が設定されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - 永借権設定
- b- 原因および日付
 - 設定

- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 永借権者の持分
 - 永借権の期間
 - 永借権の賃料
 - 支払時期
 - 民法第254条3項に定める特約、もしあれば
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 永借権証明書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第33条 永借権移転登記申請書

永借権の全部ないし一部が移転されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の目的
 - 永借権移転
 - 永借権一部移転
- b- 次の各原因および日付
 - 売買
 - 贈与
 - 相続
 - 遺産分割
 - 遺贈
 - 確定判決
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所

- 住所
- 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 永借権持分
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 永借権証明書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第34条 共有永借権持分移転登記申請書

永借権持分の全部ないし一部が移転されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 氏名.....共有永借権持分全部移転
 - 氏名.....共有永借権持分一部移転
- b- 次の各原因および日付
 - 売買
 - 贈与
 - 相続
 - 遺産分割
 - 遺贈
 - 確定判決
 - 共有永借権分割
 - 永借権持分放棄
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他の登記事項
 - 永借権持分
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 永借権証明書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第35条 転永借権設定登記申請書

転永借権が設定された時は、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - 転永借権設定
- b- 原因及び日付
 - 設定
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 持分
 - 転永借の期間
 - 転永借料
 - 支払時期
 - 民法第254条3項に規定する特約、もしあれば
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 永借権証明書の番号

添付書面：第27条の規定のとおり

第36条 永借権の期間、賃料、支払時期又は特約の変更・更正登記申請書

永借権の期間、賃料、支払時期又は特約が変更または更正されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 永借権の期間の変更・更正
 - 永借権の賃料の変更・更正
 - 永借権の（賃料の）支払時期の変更・更正
 - 永借権に関する特約の変更・更正
- b- 次の各原因および日付
 - 変更及び日付
 - 錯誤
 - 遺漏
- c- 登記権利者
 - 氏名

- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 変更・更正すべき事項
 - 期間
 - 賃料
 - 支払期日
 - 民法第254条3項に規定する特約
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 永借権証書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第37条 永借権又は永借権持分の更正登記申請書

既になされた永借権又は永借権持分の登記に、錯誤・遺漏が発見されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 永借権の更正
 - 永借権持分の更正
- b- 次の各原因
 - 錯誤
 - 遺漏
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 更正すべき各事項
 - 目的
 - 持分
 - 永借権者の氏名
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在

- 地番、もしくは権利証番号
- 永借権証書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第38条 永借権抹消登記申請書

既になされた永借権の登記について利害関係を有する第三者がいるときは、抹消登記の申請は、当該第三者の同意があるときに限り申請することができる。

第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 永借権設定抹消
 - 永借権移転抹消
 - 永借権一部移転抹消
 - 共有永借権持分全部移転抹消
 - 共有永借権持分一部移転抹消
- b- 次の各原因および日付
 - 期間満了
 - 契約取消
 - 契約解除
 - 契約の合意解除
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 永借権証書の番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第4節 用益権登記申請書

第39条 用益権設定登記申請書

用益権が設定されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的

- 土地に対する用益権設定
- 建物に対する用益権設定
- 土地と建物に対する用益権設定
- b- 原因及び日付
 - 設定
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 用益権者の持分
 - 用益権の期間 又は条件もしくは事情,もしあれば
 - 用益権の対価
 - 対価の支払時期
 - 民法第269条3項に定める特約、もしあれば
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 建物所在地の地図
 - 用益権証書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第40条 用益権移転登記申請書

用益権の全部ないし一部が移転されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 用益権移転
 - 用益権一部移転
- b- 次の各原因および日付
 - 売買
 - 贈与
 - 相続
 - 遺産分割
 - 遺贈
 - 確定判決
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名

- 生年月日及び出生場所
- 住所
- 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 用益権者の持分
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 用益権証書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第41条 共有用益権持分移転登記申請書

用益権持分の全部ないし一部が移転されたときは、第26条に定める登記申請書（登記申請書）には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 氏名………共有用益権持分全部移転
 - 氏名………共有用益権持分一部移転
- b- 次の各原因及び日付
 - 売買
 - 贈与
 - 相続
 - 遺産分割
 - 遺贈
 - 確定判決
 - 共有用益権分割
 - 用益権持分放棄
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
 - 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 用益権持分

- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 用益権証書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第42条 用益権の期間、対価、対価の支払時期又は特約の変更・更正登記申請書

用益権の期間、対価、対価の支払時期又は特約が変更または更正されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 用益権の期間の変更・更正
 - 用益権の対価の変更・更正
 - 用益権の対価の支払時期の変更・更正
 - 用益権に関する特約の変更・更正
- b- 次の各原因
 - 変更および日付
 - 錯誤
 - 遺漏
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 変更・更正すべき事項
 - 期間
 - 対価
 - 対価の支払時期
 - 民法第269条3項に規定する特約
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 用益権証書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第43条 用益権又は用益権持分の更正登記申請書

既になされた用益権又は用益権持分の登記に、錯誤・遺漏が発見されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的

- 用益権の更正
- 用益権持分の更正
- b- 次の各原因
 - 錯誤
 - 遺漏
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 更正すべき各事項
 - 目的
 - 持分
 - 用益権者の氏名
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 用益権証書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第44条 用益権抹消登記申請書

既になされた用益権の登記について利害関係を有する第三者がいるときは、抹消登記の申請は、当該第三者の同意があるときに限り申請することができる。

第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 用益権設定抹消
 - 用益権移転抹消
 - 用益権一部移転抹消
 - 共有用益権持分全部移転登記抹消
 - 共有用益権持分一部移転抹消
- b- 次の各原因および日付
 - 当初の用益権者の死亡
 - 期間満了
 - 契約取消
 - 契約解除
 - 契約の合意解除
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名

- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

登記義務者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

d- 不動産の表示

- 土地の所在
- 地番、もしくは権利証番号
- 用益権証書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第5節 地役権登記申請書

第45条 地役権設定登記申請書

地役権が設定されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

a- 目的

- 地役権設定

b- 原因および日付

- 設定

c- 登記権利者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

登記義務者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

d- その他登記事項

- 地役権の目的
- 地役権の期間
- 地役権の範囲
- 地役権の対価、もしあれば
- 地役権の対価の支払い時期
- 民法第288条、第289条1項、第293条第2項に定める特約

e- 不動産の表示

- 要役地の表示
- 土地の所在

- 地番、もしくは権利証番号
- 承役地の表示
- 土地の所在
- 地番、もしくは権利証番号

添付書面：第27条の規定のとおり

第46条：地役権の期間、目的、範囲、対価、対価の支払い時期、特約の変更登記申請書

地役権の期間、目的、範囲、対価、対価の支払い時期、特約が変更されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

a- 次の各目的

- 地役権の期間の変更・更正
- 地役権の目的の変更・更正
- 地役権の範囲の変更・更正
- 地役権の対価の変更・更正
- 地役権の対価の支払い時期の変更・更正
- 地役権の特約に関する変更・更正

b- 次の各原因

- 変更及び日付
- 錯誤
- 遺漏

c- 登記権利者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

登記義務者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 母の氏名

d- 変更・更正すべき事項

- 期間
- 地役権の目的
- 地役権の範囲
- 対価
- 対価の支払い時期
- 民法第288条、第289条1項、第293条第2項に定める特約、もしあれば

e- 不動産の表示

- 承役地の表示
- 土地の所在
- 地番、もしくは権利証番号
- 要役地の表示
- 土地の所在

- 地番、もしくは権利証番号

添付書面：第27条の規定のとおり

第47条: 地役権の抹消登記申請書

既になされた地役権の登記について利害関係を有する第三者がいるときは、抹消登記の申請は、当該第三者の同意があるときに限りすることができる。

第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

a- 目的

- 地役権設定抹消

b- 次の各原因および日付

- 契約取消
- 契約解除
- 合意解除
- その他、他の法令に定める原因

c- 登記権利者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

登記義務者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

d- 不動産の表示

- 承役地の表示
- 土地の所在
- 地番、もしくは権利証番号
- 要役地の表示
- 土地の所在
- 地番、もしくは権利証番号

添付書面：第27条の規定のとおり

第6節 先取特権登記申請書

第48条 不動産保存、工事、売買の先取特権の登記申請書

不動産保存、工事、売買の先取特権が設定されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

a- 次の各目的

- 不動産保存の先取特権
- 不動産工事の先取特権
- 不動産売買の先取特権

- b- 次の各原因および日付
 - 不動産保存
 - 不動産工事
 - 不動産売買
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 債務者の氏名
 - 債権額
 - 民法第802条に基づく不動産売買の利息
 - 損害金、もしあれば
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第49条 先取特権移転登記申請書

先取特権の全部または一部が移転されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - ○番先取特権の移転
 - ○番先取特権の一部移転
- b- 次の各原因および日付
 - 債権譲渡
 - 債権一部譲渡
 - 代位弁済
 - 一部代位弁済
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名

- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 譲渡された債権額
 - 弁済総額
 - 持分
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第50条:先取特権抹消登記申請書

既になされた先取特権の登記について利害関係のある第三者がいるときは、抹消登記申請は、当該第三者の同意があるときに限り、登記の申請をすることができる。

第26条（登記申請書書式）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - ○番先取特権抹消登記
- b- 次の各原因および日付
 - 弁済
 - 先取特権の放棄
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第7節 質権登記申請書

第51条 質権設定登記申請書

質権が設定されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項

が記載されるものとする。

a- 次の各目的

- 所有権に対する質権設定
- 永借権に対する質権設定
- 用益権に対する質権設定

b- 原因および日付

b-1 - 消費貸借契約

- その他、他の法令に定める原因

b-2 - 質権設定契約

c- 登記権利者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

登記義務者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

d- その他登記事項

- 債務者の氏名
- 期間
- 元本額
- 違約金
- 民法第820条2文、第837条に規定する特約
- 被担保債権に付せられた条件

e- 不動産の表示

- 土地の所在
- 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第52条 質権移転登記申請書

質権の全部ないし一部が移転されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

a- 次の各目的

- 所有権に対する○番質権移転
- 所有権に対する○番質権一部移転
- 永借権に対する○番質権移転
- 永借権対する○番質権一部移転
- 用益権に対する○番質権移転
- 用益権に対する○番質権一部移転

b- 次の各原因および日付

- 債権譲渡
- 債権一部譲渡

- 代位弁済
- 一部代位弁済
- その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 譲渡された債権額
 - 弁済総額
 - 質権持分
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第53条 転質権設定登記申請書

転質権が設定されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - ○番質権転質権設定
- b- 原因および日付
 - b-1- 消費貸借契約
 - その他、他の法令に定める原因
 - b-2- 転質権設定契約
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 債務者の氏名
 - 期間

- 元本額
 - 損害金
 - 民法第820条2文、第837条に規定する特約
 - 被担保債権に付せられた条件
- e- 不動産の表示
- 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第54条: 質権の変更・更正登記申請書

質権の元本額、違約金、期間、被担保債権に付せられた条件、特約が変更または更正されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
- ○番質権の元本額の変更・更正
 - ○番質権の違約金の変更・更正
 - ○番質権の期間の変更・更正
 - ○番質権の被担保債権に付せられた条件の変更・更正
 - ○番質権の特約の変更・更正
- b- 次の各原因
- 変更および日付
 - 錯誤
 - 遺漏
 - その他、他の法令に定める原因および日付
- c- 登記権利者
- 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
- 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 変更・更正すべき事項
- 元本額
 - 違約金
 - 期間
 - 被担保債権に付された条件
 - 民法第820条2文、第837条に規定する特約
- e- 不動産の表示
- 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第55条:質権抹消登記申請書

既になされた質権の登記について利害関係を有する第三者がいるときは、抹消登記の申請は、当該第三者の同意があるときに限り申請することができる。

第26条(登記申請書)に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番質権の抹消
 - 永借権に対する○番質権の抹消
 - 用益権に対する○番質権の抹消
- b- 次の各原因
 - 弁済
 - 質権の放棄
 - 契約の合意解除
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第8節 抵当権登記申請書

第56条 抵当権設定登記申請書

抵当権が設定されたときは、第26条(登記申請書)に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する抵当権設定
 - 永借権に対する抵当権設定
 - 用益権に対する抵当権設定
- b- 次の各原因および日付
 - b-1- 消費貸借契約
 - その他、他の法令に定める原因
 - b-2- 抵当権設定契約

- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 債務者の氏名
 - 元本額
 - 利息
 - 損害金
 - 被担保債権に付せられた条件
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第57条 転抵当権設定登記申請書

転抵当権が設定されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - ○番抵当権に対する転抵当権設定
- b- 次の各原因および日付
 - b-1- 消費貸借契約
 - その他、他の法令に定める原因
 - b-2- 転抵当権設定契約
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 債務者の氏名
 - 期間
 - 元本額

- 損害金
- 被担保債権に付した条件
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第58条 抵当権移転登記申請書

抵当権の全部ないし一部が移転されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番抵当権移転
 - 所有権に対する○番抵当権一部移転
 - 永借権に対する○番抵当権移転
 - 永借権に対する○番抵当権一部移転
 - 用益権に対する○番抵当権移転
 - 用益権に対する○番抵当権一部移転
- b- 次の各原因および日付
 - 債権譲渡
 - 債権一部譲渡
 - 代位弁済
 - 一部代位弁済
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 譲渡された債権額
 - 弁済総額
 - 持分
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第59条 共同抵当権の代位の登記申請書

共同抵当権の代位が行われたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - ○番抵当権代位
- b- 原因および日付
 - 民法第858条に定める代位
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - d-1- 強制競売の内容
 - 不動産の表示
 - 不動産の競売代金
 - 先順位の抵当権者が受領した金額
 - d-2- 被担保債権の表示
 - 原因および日付
 - 債務者の氏名
 - 元本額
 - 利息
 - 損害金
 - 被担保債権に付した条件
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第60条 抵当権の譲渡・放棄の登記申請書

抵当権が譲渡もしくは放棄されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番抵当権の譲渡
 - 永借権に対する○番抵当権の譲渡
 - 用益権に対する○番抵当権の譲渡
 - 所有権に対する○番抵当権の放棄
 - 永借権に対する○番抵当権の放棄
 - 用益権に対する○番抵当権の放棄
- b- 次の各原因および日付

- b-1- 消費貸借契約
 - その他、他の法令に定める原因
- b-2- 抵当権の譲渡
 - 抵当権の放棄
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 債務者の氏名
 - 元本額
 - 利息
 - 損害金
 - 債権に付せられた条件
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第61条 抵当権の順位の譲渡・放棄の登記申請書

抵当権の順位が譲渡もしくは放棄されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番抵当権の○番抵当権への順位譲渡
 - 永借権に対する○番抵当権の○番抵当権への順位譲渡
 - 用益権に対する○番抵当権の○番抵当権への順位譲渡
 - 所有権に対する○番抵当権の○番抵当権への順位放棄
 - 永借権に対する○番抵当権の○番抵当権への順位放棄
 - 用益権に対する○番抵当権の○番抵当権への順位放棄
- b- 次の各原因および日付
 - 抵当権の順位の譲渡
 - 抵当権の順位の放棄
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名
- d- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第62条 抵当権の順位の変更の登記申請書

抵当権の順位が変更されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - 所有権に対する○番抵当権、○番抵当権の順位の変更
 - 永借権に対する○番抵当権、○番抵当権の順位の変更
 - 用益権に対する○番抵当権、○番抵当権の順位の変更
- b- 次の各原因および日付
 - 合意
- c- 登記申請者
 - 氏名 (a)
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名

登記申請者

 - 氏名 (b)
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 変更すべき事項
 - 各抵当権の新順位
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第63条: 抵当権の変更・更正登記申請書

抵当権の元本額、利息、損害金、被担保債権に付せられた条件が変更または更正されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権、永借権、用益権に対する○番抵当権の元本額の変更・更正
 - 所有権、永借権、用益権に対する○番抵当権の利息の変更・更正
 - 所有権、永借権、用益権に対する○番抵当権の損害金の変更・更正

- 所有権、永借権、用益権に対する○番抵当権の被担保債権に付せられた条件の変更・更正
- b- 次の各原因
 - 変更および日付
 - 錯誤
 - 遺漏
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 変更・更正すべき事項
 - 元本額
 - 利息
 - 損害金
 - 被担保債権に付せられた条件
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第64条:抵当権の抹消登記申請書

既になされた抵当権の登記について利害関係のある第三者がいる場合には、抹消登記の申請は、当該第三者の同意がある場合にのみすることができる。

第26条(登記申請書)に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番抵当権の抹消
 - 永借権に対する○番抵当権の抹消
 - 用益権に対する○番抵当権の抹消
- b- 次の各原因および日付
 - 弁済
 - 抵当権の放棄
 - 契約の合意解除
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名

登記義務者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

d- 不動産の表示

- 土地の所在
- 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第9節 根抵当権登記申請書

第65条 根抵当権設定登記申請書

根抵当権が設定されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

a- 次の各目的

- 所有権に対する根抵当権設定
- 永借権に対する根抵当権設定
- 用益権に対する根抵当権設定
- 所有権に対する共同根抵当権設定
- 永借権に対する共同根抵当権設定
- 用益権に対する共同根抵当権設定

b- 原因および日付

設定契約

c- 登記権利者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

登記義務者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

d- その他登記事項

- 債務者の氏名
- 極度額
- 債権の範囲
- 民法第871条1項に規定する元本の確定期日
- 民法第879条1項2文に定める特約

e- 不動産の表示

- 土地の所在
- 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第66条 根抵当権の譲渡の登記

根抵当権が譲渡されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番根抵当権移転
 - 永借権に対する○番根抵当権移転
 - 用益権に対する○番根抵当権移転
 - 所有権に対する○番根抵当権一部移転
 - 永借権に対する○番根抵当権一部移転
 - 用益権に対する○番根抵当権一部移転
- b- 次の各原因および日付
 - 根抵当権の譲渡
 - 根抵当権の一部譲渡
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書面：第27条の規定のとおり

第67条 根抵当権の分割譲渡の登記

根抵当権が分割譲渡されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番根抵当権の分割譲渡
 - 永借権に対する○番根抵当権の分割譲渡
 - 用益権に対する○番根抵当権の分割譲渡
- b- 原因および日付
 - 分割譲渡
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所

- 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 分割譲渡された根抵当権の極度額
 - 原根抵当権の債務者の氏名
 - 原根抵当権の債権の範囲
 - 原根抵当権の民法第871条1項に規定する元本の確定期日
 - 原根抵当権の民法第879条1項2文に定める特約
 - 原根抵当権の設定原因およびその日付
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書面：第27条の規定のとおり

第68条：根抵当権の極度額の変更登記申請書

根抵当権の極度額が変更されたときは、第26条（登記申請書）にさためる登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番根抵当権極度額変更
 - 永借権に対する○番根抵当権極度額変更
 - 用益権に対する○番根抵当権極度額変更
- b- 原因および日付
 - 変更契約
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名

登記義務者

 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 変更された事項
 - 新しい極度額
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書面：第27条の規定のとおり

第69条 根抵当権の債権の範囲の変更登記申請書

根抵当権の債権の範囲が変更されたときは、第26条（登記申請の書式）に定める、登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番根抵当権の債権の範囲の変更
 - 永借権に対する○番根抵当権の債権の範囲の変更
 - 用益権に対する○番根抵当権の債権の範囲の変更
- b- 原因および日付
 - 変更
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 変更された事項
 - 新しい債権の範囲
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書面：第27条の規定のとおり

第70条 根抵当権の元本確定期日の変更登記申請書

根抵当権の元本確定期日に変更されたときは、第26条（登記申請の書式）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番根抵当権の元本確定日付の変更
 - 永借権に対する○番根抵当権の元本確定日付の変更
 - 用益権に対する○番根抵当権の元本確定日付の変更
- b- 原因および日付
 - 変更
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所

- 住所
- 父母の氏名
- d- 変更された事項
 - 新しい元本確定期日
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書面：第27条の規定のとおり

第71条:根抵当権抹消登記申請書

既になされた根抵当権の登記について利害関係を有する第三者がいるときは、抹消登記の申請は、当該第三者の同意があるときに限りすることができる。

第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番根抵当権抹消
 - 永借権に対する○番根抵当権抹消
 - 用益権に対する○番根抵当権抹消
- b- 次の各原因および日付
 - 弁済
 - 根抵当権の放棄
 - 根抵当権の消滅請求
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第10節 物権に付属する権利の登記申請書

第72条 買戻特約登記申請書

買戻特約がなされたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - 買戻特約
- b- 原因および日付
 - 買戻特約
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 両親の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 売買代金
 - 契約費用
 - 買戻期間
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第73条 共有物不分割特約の登記申請書

共有持分権者全員が共有物の不分割契約に合意したときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - 共有物不分割
- b- 原因および日付
 - 共有物不分割契約
- c- 申請人
 - 氏名（a）
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 申請人
 - 氏名（b）
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 期間
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在

- 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第74条 共有物不分割の期間変更登記申請書

共有持分権者全員が共有物不分割の期間の変更に合意したときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - 共有物不分割の期間変更
- b- 原因および日付
 - 期間の変更
- c- 申請人（a）
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 申請人（b）
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 変更すべき事項
 - 新しい期間
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第75条 共有物不分割の期間の更正登記申請書

既になされた共有物不分割契約の登記の期間に関して錯誤・遺漏が発見されたときは、すべての共有持分権者によって登記申請をしなければならない。

第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - 共有物不分割契約の期間の更正
- b- 原因
 - 錯誤
 - 遺漏
- c- 申請人（a）
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 申請人（b）
 - 氏名

- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名
- d- 更正すべき事項
 - 期間
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第76条 共有物不分割の抹消登記申請書

共有物不分割契約が取消、解除、又は期間満了等となったときは、すべての共有持分権者によって共有物不分割の抹消登記申請をしなければならない。

第26条に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - 共有物不分割契約の抹消
- b- 原因及び日付
 - 契約取消
 - 契約解除
 - 契約期間満了
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 申請人 (a)
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
 申請人 (b)
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第11節

氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の変更および更正登記申請書

第77条 権利者の氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の変更登記申請書

権利者の氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名が変更されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次のとおり記載されるものとする。

- a- 次の各目的

- 権利者の氏名の変更登記
 - 権利者の生年月日の変更登記
 - 権利者の出生場所の変更登記
 - 権利者の両親の氏名の変更登記
- b- 次の各原因および日付
- 権利者の氏名の変更
 - 権利者の生年月日の変更
 - 権利者の出生場所の変更
 - 権利者の両親の氏名の変更
- c- 申請人
- 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 変更すべき事項
- 氏名
 - 生年月日
 - 出生場所
 - 両親の氏名
- e- 不動産の表示
- 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第78条 権利者の氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の更正登記申請書

既になされた権利者の氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の登記に、錯誤・遺漏が発見されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次のとおり記載されるものとする。

- a- 次の各目的
- 権利者の氏名の更正登記
 - 権利者の生年月日の更正登記
 - 権利者の出生場所の更正登記
 - 権利者の両親の氏名の更正登記
- b- 次の各原因
- 錯誤
 - 遺漏
- c- 申請人
- 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 更正すべき事項
- 権利者の氏名
 - 権利者の生年月日、出生場所

- 法人の設立年月日
- 権利者の両親の氏名
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第5章 登記

第1節 通則

第79条 付記登記

次に掲げる登記は、付記登記によって行う。

- ・ 転永借権の設定および処分
- ・ 用益権の移転登記
- ・ 担保権の移転登記
- ・ 質権、抵当権、根抵当権の処分の登記
- ・ 登記名義人の氏名、出生年月日、出生場所、両親の氏名についての変更・更正登記
- ・ 民法第858条に規定する代位の登記
- ・ 既に登記されている根抵当権についておこなう、民法第873条1項及び2項の合意の登記
- ・ 民法第877条2項1文に規定する根抵当権を分割譲渡する場合の、原根抵当権の極度額の減額登記
- ・ 既に登記されている根抵当権についておこなう、民法第879条1項2文に関する登記
- ・ 既に登記されている権利についておこなう、共有物不分割の登記
- ・ 登記上の利害関係を有する第三者がない場合の変更および更正の登記
- ・ 登記上の利害関係を有する第三者が存在する場合であって、当該第三者の同意書が添付されている場合の変更および更正の登記
- ・ 抹消登記を除く、買戻特約の登記

第80条 共有者の氏名および持分

登記官は、同じ権利を持つ二人以上の権利者がいる場合は、それぞれの氏名および持分を記載しなければならない。

第81条 共同人名票

登記権利者が3人以上あるときは、登記官はそのうちの1名の身分事項および共有持分を登記簿に記載し、その他の権利者については、共同人名票にその身分事項および共有持分を記載する。

共同人名票を作成する場合は、登記官は登記簿の“証書又は判決の要旨”欄に共同人名票の番号を記載する。

共同人名票は、登記簿の一部とする。

第82条 共同担保目録

1. 担保物権の目的が二つ以上の不動産及び権利であるときは、登記官はその不動産及び権利を記載した共同担保目録を作成しなければならない。
2. 共同担保目録の記載事項
 - ・ 共同担保目録を作成した年月日
 - ・ 共同担保目録の番号
 - ・ 担保権の目的となっている不動産の表示
 - ・ 担保権の目的となっている権利の表示
 - ・ 担保権の登記の順序番号
3. 不動産及び権利に関する担保権が登記簿から抹消された場合は、登記官は共同担保目録からその不動産及び権利を抹消しなければならない。
4. 登記官は、共同担保目録番号を個々の担保権登記の最後に記載しなければならない。
5. 共同担保目録は、登記簿の一部とする。

第83条 順序番号

1. 登記官は、権利に関する登記をするときは、順序を示す番号を「身分事項欄」、
「負担欄」、「その他欄」の登記事項の前に記載しなくてはならない。
2. 登記官は、同順序である二つ以上の担保権に関する登記をするときは、同じ順序番号に別の符号を付さなければならない。
3. 付記登記を登記するときは、登記官は、そのもととなった主登記の順序番号に枝番号を付さなくてはならない。

第84条 根抵当権の分割譲渡の登記

1. 第79条（付記登記）4項目の規定に関わらず、民法第877条（根抵当権の譲渡）2項1文の規定により、根抵当権を分割して譲渡する場合の登記は、付記登記によらない。
2. 登記官は、前項に定める登記の順序番号を記載する時は、分割の対象となった根抵当権と同じ順序番号を記載する。
3. 登記官は第2項の規定により順序番号を記載した時は、分割した二つの根抵当権の登記の順序番号に、それぞれ別の符号を付さなければならない。

第85条 登記官の職権による登記

1. 登記官は、買戻権行使による権利の取得の登記をしたときは、職権で買戻しの特約の登記の抹消をしなければならない。
2. 登記官は、民法第877条2項1文の規定による、根抵当権分割譲渡の登記を行ったときは、分割の対象となった根抵当権について、職権で極度額の減額登記をしなければならない。このときは、根抵当権の分割譲渡が原因である旨を記載する。
3. 登記官は、承役地の登記簿に地役権の設定の登記をしたときは、職権で、要役地の登記簿について第17条3項に規定する事項を登記しなければならない。
4. 登記終了後、自身の錯誤・遺漏による登記を見つけた時は、登記官は職権でそれ

- を更正し、権利者に通知しなくてはならない。登記官は、登記上利害関係のある第三者がいる場合は、その第三者の同意がある場合に限り更正することができる。
5. 登記官は、処分禁止の仮処分の登記にかかる仮処分の債権者を登記権利者、当該仮処分の債務者を登記義務者とする権利の登記の申請がなされた場合は、職権で当該処分禁止の登記を抹消しなければならない。

第86条 地役権に関する登記手続

1. 登記官は、承役地登記簿に地役権の設定登記をした場合は、遅滞なく、第17条3項に定める事項を要役地の登記簿に登記しなければならない。
2. 登記官は、承役地登記簿に地役権の設定の登記をした場合において、要役地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、遅滞なく、当該他の登記所に第17条3項に定める事項を通知しなければならない。
3. 登記官は、承役地登記簿に地役権の登記事項の変更、更正、抹消の登記をしたときは、遅滞なく、要役地の登記簿の登記事項の変更、更正、抹消の登記をしなければならない。
4. 第2項の規定は、要役地が他の登記所の管轄区域内にあるときについて準用する。
5. 第2項及び4項の通知を受けた登記官は、遅滞なく、要役地の登記簿に、通知を受けた内容を登記しなければならない。

第87条 地役権図面

地役権図面には、地役権の範囲、方位、縮尺、要役地の地番、承役地の地番、隣地の地番と申請人の氏名を記載する。

地役権図面には、地役権者の署名または指印が必要である。

第88条 登記申請の取下げ

1. 登記申請の取下げは、書面を管轄機関に提出して行う。
2. 登記官は、登記申請の取下げがなされた時は、登記申請書およびその添付書面を申請人または代理人に還付するものとする。
3. 第1項に定める登記申請の取下げは申請人によってなされなければならない。申請人が多数である時は、登記申請の取下げはその全員でなければならない。

第2節 物権の登記の総則

第89条 登記実行方法の総則

1. 所有権の移転、変更、更正、抹消登記は土地登記簿に行う。
2. 永借権の設定、抹消は土地登記簿と永借権登記簿の両方に行う。
永借権に関する特約については、土地登記簿には、特約がある旨のみを記載し、永借権登記簿には特約事項をすべて記載する。
永借権の変更、更正は土地登記簿と永借権登記簿の両方に行う。ただし、特約の変更・更正があった場合は、永借権登記簿に行う。
永借権に関する特約の廃止は、土地登記簿と永借権登記簿の両方に行う。
永借権の移転、および永借権に対する担保権設定は永借権登記簿に行う。
3. 用益権の設定、抹消は土地登記簿と用益権登記簿の両方に行う。
用益権に関する特約については、土地登記簿には、特約がある旨のみを記載し、

用益権登記簿には特約事項をすべて記載する。

用益権の変更、更正は土地登記簿と用益権登記簿の両方に行う。ただし、特約の変更・更正があった場合は、用益権登記簿に行う。

用益権に関する特約の廃止は、土地登記簿と用益権登記簿の両方に行う。

用益権の移転、および用益権に対する担保権設定は用益権登記簿に行う。

4. 地役権の設定、変更、更正、抹消は、土地登記簿に行う。
5. 担保物権の設定、移転、変更、更正、抹消は関連する登記簿に行う。
6. 共有物不分割に関する登記は関連する登記簿に行う。
7. 買戻し特約の登記は関連する登記簿に行う。

第1款 所有権の登記方法

第90条 所有権移転の登記方法

地籍管理所が第28条（所有権移転登記申請書）に定める所有権移転登記申請書を受領したときは、土地登記簿に以下のとおり登記を行う。

- a. 「氏名および財産の種類」欄には、順序番号を最初に記載し、続いて登記権利者の氏名を青または黒インクで記載する。
- b. 「生年月日、出生地」欄には、登記権利者の生年月日と出生地を青または黒インクで記載する。
- c. 「履歴」欄には、登記権利者の両親の氏名を青または黒インクで記載する。
- d. 「証書または判決の要旨」欄には、次のとおり記載されるものとする。
 - (1) 売買のとき：
 - 所有権全部を一人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - 所有権全部を複数人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - 所有権の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - 所有権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - (2) 贈与のとき：
 - 所有権全部を一人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - 所有権全部を複数人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - 所有権の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を

赤インクで付す。

-所有権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(3) 交換のとき:

-所有権全部を一人に移転するときは、“氏名 交換した 氏名 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-所有権全部を複数人に移転するときは、“氏名 交換した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-所有権の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部交換した 氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-所有権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部交換した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(4) 相続のとき:

-所有権全部を一人に移転するときは、“氏名 年月日 に基づき相続した LR AJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-所有権全部を複数人に移転するときは、“氏名 持分 、氏名 持分年月日 に基づき相続した LR AJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-所有権の一部を一人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 へ、年月日 遺贈した LR AJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-所有権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 、氏名 持分 へ年月日 遺贈した LR AJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-加えて、すべての相続のケースにおいては、被相続人の死亡年月日を“履歴”欄に記載するものとする。

第91条 共有持分移転の登記方法

地籍管理所が第29条（共有持分移転登記申請書）に定める所有権登記の申請書を受領したときは、土地登記簿に以下のとおり登記を行う。

- a. 「氏名および財産の種類」欄には、順序番号を最初に記載し、続いて登記権利者の氏名を青または黒インクで記載する。
- b. 「生年月日、出生地」欄には、登記権利者の生年月日と出生地を青または黒インクで記載する。
- c. 「履歴」欄には、登記権利者の両親の氏名を青または黒インクで記載する。
- d. 「証書または判決の要旨」欄には、次のとおり記載されるものとする。

(1) 売買のとき:

-共有持分全部を一人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤

インクで付す。

-共有持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(2) 贈与のとき:

-共有持分全部を一人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 持分へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(3) 交換のとき:

-共有持分全部を一人に移転するときは、“氏名 交換した 氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 交換した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部交換した 氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部交換した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(4) 相続のとき:

-共有持分全部を一人に移転するときは、“氏名 持分 年月日 に基づき相続した LR AJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 持分 、 氏名 持分 年月日 に基づき相続した LR AJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分へ、年月

日 遺贈した LR AJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 は、氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、年月日 遺贈した LR AJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-加えて、すべての相続のケースにおいては、被相続人の死亡年月日を“履歴”欄に記載するものとする。

第92条：所有権または共有持分権の更正登記の方法

地籍管理所が第30条（所有権または共有持分権の更正登記申請書）に定める所有権または共有持分権の更正登記申請書を受領したときは、土地登記簿に以下のとおり登記を行う。

主登記で行う場合：

a. 間違いの更正方法：登記官は、間違った持分/氏名の部分に下線を付してカッコ付の参照番号を記載し、そのそばに正しい持分/氏名を赤インクで記載する。そして「その他」欄に、第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：
“番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）持分/氏名”を赤インクで記載し、そして刻印と登記日付を青または黒インクで付す。

b. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏箇所の近くにカッコ付の参照番号と遺漏された持分/氏名を赤インクで記載する。そして「その他」欄に、第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：
“番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）持分/氏名”を赤インクで記載し、そして刻印と登記日付を青または黒インクで付す。

付記登記で行う場合：

a. 間違いの更正方法：登記官は、間違った持分/氏名の部分に下線を付してカッコ付の参照番号を記載し、そのそばに正しい持分/氏名を赤インクで記載する。そして「その他」欄に、第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：
“番号-番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）持分/氏名”を赤インクで記載し、そして刻印と登記日付を青又は黒インクで付す。

b. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏箇所の近くにカッコ付の参照番号と遺漏された持分/氏名を赤インクで記載する。そして「その他」欄に、第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：
“番号-番号 赤インクで書かれた加筆について合意する（参照番号）持分/氏名”を赤インクで記載し、そして刻印を青インクで押し、登記日付を青又は黒インクで付す。

第93条：所有権移転抹消登記の方法

地籍管理所が第31条（所有権移転抹消登記申請書）に定める所有権移転抹消登記申

請書を受領したときは、「身分事項」、「証書または判決の要旨」、「負担」、「その他」の各コラムに記載されている事項は赤インクで取消し線を付し、「証書または判決の要旨」欄に“番号 年月日 合意解除、契約取消し、契約解除により所有権移転の抹消”と青インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第2款 永借権の登記方法

第94条 永借権の設定登記方法

地籍管理所が第32条（永借権設定登記申請書）に定める永借権設定登記の申請書を受領したときは、以下のとおり登記を行う。

1. 土地登記簿：

“番号 氏名に対し、永借権設定、期間 年月日から年間 書面日付 ”と「負担」欄に、青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

2. 永借権登記簿：

a. 「氏名および財産の種類」欄には、順序番号を最初に記載し、それに続いて登記権利者の氏名を青または黒インクで記載する。

b. 「生年月日、出生地」欄には、登記権利者の生年月日と出生地を青または黒インクで記載する。

c. 「履歴」欄には、登記権利者の両親の氏名を青または黒インクで記載する。

d. 「証書または判決の要旨」欄には、次のとおり記載されるものとする。

(1) 永借権が一人に対して設定された場合：“氏名、期間 年月日から年間、賃料、支払時期、特約 書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(2) 永借権が二人以上に対して設定された場合：“氏名 持分、氏名 持分 期間 年月日から 年間、賃料、支払時期、特約 書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第95条 永借権移転の登記方法

地籍管理所が第33条（永借権移転の登記申請書）に定める永借権移転登記申請書を受領したときは、永借権登記簿に以下のとおり登記を行う。

a. 「氏名および財産の種類」欄には、順序番号を最初に記載し、それに続いて登記権利者の氏名を青または黒インクで記載する。

b. 「生年月日、出生地」欄には、登記権利者の生年月日と出生地を青または黒インクで記載する。

c. 「履歴」欄には、登記権利者の両親の氏名を青または黒インクで記載する。

d. 「証書または判決の要旨」欄には、次のとおり記載されるものとする。

(1) 売買のとき:

-永借権全部を一人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権全部を複数人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 持分 へ、氏名 持分へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(2) 贈与のとき:

-永借権全部を一人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権全部を複数人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 持分へ、氏名 持分へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(3) 相続のとき:

-永借権全部を一人に移転するときは、“氏名 年月日 に基づき相続した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権全部を複数人に移転するときは、“氏名 持分 、氏名 持分、年月日 に基づき相続したLRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の一部を一人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 へ、年月日 遺贈した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 へ、氏名 持分へ、年月日 遺贈した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-加えて、すべての相続のケースにおいては、被相続人の死亡年月日を“履歴”欄に記載するものとする。

第96条 永借権持分移転の登記方法

地籍管理所が第34条（永借権持分の移転登記申請書）に定める永借権持分の移転登記申請書を受領したときは、永借権登記簿に以下のとおり登記を行う。

a. 「氏名および財産の種類」欄には、順序番号を最初に記載し、それに続いて登記権利者の氏名を青または黒インクで記載する。

b. 「生年月日、出生地」欄には、登記権利者の生年月日と出生地を青または黒インクで記載する。

c. 「履歴」欄には、登記権利者の両親の氏名を青または黒インクで記載する。

d. 「証書または判決の要旨」欄には、次のとおり記載されるものとする。

(1) 売買のとき:

-永借権の持分全部を一人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 持分へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 持分へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(2) 贈与のとき:

-永借権の持分全部を一人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 持分へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(3) 相続のとき:

-永借権の持分全部を一人に移転するときは、“氏名 年月日 に基づき相続したLRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 持分 、氏名 持分、年月日 に基づき相続したLRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 へ、年月日 遺贈した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。”

-永借権の持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、年月日 遺贈した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。”

-加えて、すべての相続のケースにおいては、被相続人の死亡年月日を“履歴”欄に記載するものとする。

第97条 転永借権の設定登記方法

地籍管理所が第35条（転永借権設定登記申請書）に定める転永借権設定登記申請書を受領したときは、永借権登記簿の「負担」欄に以下のとおり登記を行う。

(1) 転永借権が一人に対して設定された場合：“番号-番号 転永借権設定 氏名、生年月日、出生地、両親の氏名、期間 年月日から 年間、賃料、支払時期、特約 書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(2) 転永借権が二人以上に対して設定された場合：“番号-番号 転永借権設定 氏名、生年月日、出生地、両親の氏名、持分、氏名、生年月日、出生地、両親の氏名、持分、期間 年月日から 年間、賃料、支払時期、特約 書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第 98条: 永借権の変更・更正登記の方法

地籍管理所が第36条（永借権の期間、賃料、支払時期又は特約の変更・更正登記申請書）、第37条（永借権又は永借権持分の更正登記申請書）に定める変更・更正登記申請書を受領したときは、土地登記簿、および永借権登記簿の両方に以下のとおり登記を行う。

主登記で行う場合：

a. 期間、賃料、支払時期又は特約に関する変更：登記官は第83条1項に従って順序番号を付し、「その他」欄に、新しい期間、賃料、支払時期、特約を次のとおり記載する：

“番号 期間、賃料、支払時期、特約 の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：

“番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号） 期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：

“番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号） 期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

付記登記で行う場合

a. 期間、賃料、支払時期又は特約に関する変更：登記官は第83条3項に従って主登記の順序番号に続いて枝番号を付し、「その他」欄に新しい期間、賃料、支払時期、特約を次のとおり記載する：

“番号-番号 期間、賃料、支払時期、特約 の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

第99条 永借権の抹消登記方法

地籍管理所が第38条（永借権の抹消登記申請書）に定める永借権抹消登記申請書を受領したときは、以下のとおり登記を行う。

1. 永借権の抹消登記

- 土地登記簿：「負担」欄に記載されている事項は赤インクで取消し線を付し、「負担」欄に“番号 年月日 期間満了、契約取消、合意解除により永借権設定の抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

- 永借権登記簿：「身分事項」、「証書または判決の要旨」、「負担」、「その他」の各欄に記載されている事項は赤インクで取消し線を付し、「証書または判決の要旨」欄に“番号 年月日 期間満了、契約取消、合意解除により永借権設定の抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

2. 永借権移転の抹消

- 永借権登記簿：「身分事項」、「証書または判決の要旨」、「負担」、「その他」の各コラムに記載されている事項は赤インクで取消し線を付し、「証書または判決の要旨」欄に“番号 年月日 契約取消、合意解除により永借権移転の抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第3節 用益権の登記方法

第100条 用益権の設定登記方法

地籍管理所が第39条（用益権設定登記申請書）に定める用益権設定登記の申請書を受領したときは、以下のとおり登記を行う。

1. 土地登記簿：

“番号 氏名 に対し、用益権設定、期間 年月日から 年間 書面日付 ”と

「負担」欄に、青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

2. 用益権登記簿：

- a. 「氏名および財産の種類」欄には、順序番号を最初に記載し、それに続いて登記権利者の氏名を青または黒インクで記載する。
- b. 「生年月日、出生地」欄には、登記権利者の生年月日と出生地を青または黒インクで記載する。
- c. 「履歴」欄には、登記権利者の両親の氏名を青または黒インクで記載する。
- d. 「証書または判決の要旨」欄には、次のとおり記載されるものとする。
 - (1) 用益権が一人に対して設定された場合：“氏名、期間 年月日から 年間、対価、対価の支払時期、特約 書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - (2) 用益権が二人以上に対して設定された場合：“氏名 持分、氏名 持分 期間 年月日から 年間、対価、対価の支払時期、特約 書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第101条 用益権移転の登記方法

地籍管理所が40条（用益権移転の登記申請書）に定める用益権移転登記申請書を受領したときは、用益権登記簿に以下のとおり登記を行う。

- a. 「氏名および財産の種類」欄には、順序番号を最初に記載し、それに続いて登記権利者の氏名を青または黒インクで記載する。
- b. 「生年月日、出生地」欄には、登記権利者の生年月日と出生地を青または黒インクで記載する。
- c. 「履歴」欄には、登記権利者の両親の氏名を青または黒インクで記載する。
- d. 証書または判決の要旨」欄には、次のとおり記載されるものとする。
 - (1) 売買のとき：
 - 用益権全部を一人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - 用益権全部を複数人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - 用益権の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - 用益権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - (2) 贈与のとき：
 - 用益権全部を一人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - 用益権全部を複数人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、

刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(3) 相続のとき:

-用益権全部を一人に移転するときは、“氏名 年月日 に基づき相続した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権全部を複数人に移転するときは、“氏名 持分 、氏名 持分、年月日 に基づき相続したLRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の一部を一人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 へ、年月日 遺贈した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、年月日 遺贈した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-加えて、すべての相続のケースにおいては、被相続人の死亡年月日を“履歴”欄に記載するものとする。

第102条 用益権の持分移転登記方法

地籍管理所が第41条（共有用益権持分の移転登記申請書）に定める用益権持分の移転登記申請書を受領したときは、用益権登記簿に以下のとおり登記を行う。

a. 「氏名および財産の種類」欄には、順序番号を最初に記載し、それに続いて登記権利者の氏名を青または黒インクで記載する。

b. 「生年月日、出生地」欄には、登記権利者の生年月日と出生地を青または黒インクで記載する。

c. 「履歴」欄には、登記権利者の両親の氏名を青または黒インクで記載する。

d. 「証書または判決の要旨」欄には、次のとおり記載されるものとする。

(1) 売買のとき:

-用益権の持分全部を一人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(2) 贈与のとき:

-用益権の持分全部を一人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(3) 相続のとき:

-用益権の持分全部を一人に移転するときは、“氏名 持分 年月日 に基づき相続したLRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 持分 、氏名 持分、年月日 に基づき相続したLRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 へ、年月日 遺贈した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。”

-用益権の持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、年月日 遺贈した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。”

-加えて、すべての相続のケースにおいては、被相続人の死亡年月日を“履歴”欄に記載するものとする。

第 103条: 用益権の変更・更正登記の方法

地籍管理所が第42条（用益権の期間、対価、対価の支払時期又は特約の変更・更正登記申請書）、第43条（用益権又は用益権持分の更正登記申請書）に定める変更・更正登記申請書を受領したときは、土地登記簿、および用益権登記簿の両方に以下のとおり登記を行う。

主登記で行う場合：

a. 期間、対価、対価の支払時期又は特約に関する変更：登記官は第83条1項に従って順序番号を付し、「その他」欄に新しい期間、対価、対価の支払時期、特約を次のとおり記載する：

“番号 期間、対価、対価の支払時期、特約 の変更 年月日 に基づく”
を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約を赤イ

ンクで記載する。そして「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：

“番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：

“番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

付記登記で行う場合

a. 期間、対価、対価の支払時期又は特約に関する変更：登記官は第83条3項に従って主登記の順序番号に続いて枝番号を付し、「その他」欄に新しい期間、対価、対価の支払時期、特約を次のとおり記載する：

“番号-番号 期間、対価、対価の支払時期、特約 の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

第104条 用益権の抹消登記方法

地籍管理所が第44条（用益権の抹消登記申請書）に定める用益権抹消登記申請書を受領したときは、以下のとおり登記を行う。

1. 用益権設定の抹消登記

- 土地登記簿：「負担」欄に記載されている事項は赤インクで取消し線を付し、「負

担」欄に“番号 年月日 期間満了、契約取消、合意解除、当初の用益権者の死亡により用益権設定の抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

- 用益権登記簿：「身分事項」、「証書または判決の要旨」、「負担」、「その他」の各欄に記載されている事項は赤インクで取消し線を付し、「証書または判決の要旨」欄に“番号 年月日 期間満了、契約取消、合意解除、当初の用益権者の死亡により用益権設定の抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

2. 用益権移転の抹消

-用益権登記簿：「身分事項」、「証書または判決の要旨」、「負担」、「その他」の各コラムに記載されている事項は赤インクで取消し線を付し、「証書または判決の要旨」欄に“番号 年月日 契約取消、合意解除により永借権移転の抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第4款 地役権の登記方法

第105条 地役権の設定登記方法

地籍管理所が第45条（地役権設定登記申請書）に定める地役権設定登記の申請書を受領したときは、登記は以下のとおり行う。

1- 承役地の土地登記簿

「負担」欄に“番号 年月日 要役地番号（地番、権利証番号）に対し、地役権設定 目的、期間 年、範囲、対価、対価の支払い時期、特約 ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

2- 要役地の土地登記簿

「その他」欄に“番号 年月日 承役地番号（地番、権利証番号） 目的、範囲 承役地に対する地役権登記日付 ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第 106条: 地役権の変更・更正登記の方法

地籍管理所が第46条（地役権の期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期又は特約の変更・更正登記申請書）に定める変更・更正登記申請書を受領したときは、以下のとおり登記を行う。

承役地土地登記簿へ主登記で行う場合：

a. 期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期又は特約に関する変更：登記官は第83条1項に従って順序番号を付し、「その他」欄に新しい期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約を次のとおり記載する：

“番号 期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約 の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った期間、目的、範囲、対価、対価の

支払時期、特約の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：

“番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する(参照番号) 期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約“を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

- c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：
- “番号 赤インクで書かれた加筆に合意する(参照番号) 期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

承役地土地登記簿へ付記登記で行う場合

- a. 期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期又は特約に関する変更：登記官は第83条3項に従って主登記の順序番号に続いて枝番号を付し、「その他」欄に新しい期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約を次のとおり記載する：

“番号-番号 期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約 の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

- b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する(参照番号) 期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約“を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

- c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた加筆に合意する(参照番号) 期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

要役地土地登記簿へ主登記で行う場合：

- a. 目的、範囲に関する変更：登記官は第83条1項に従って順序番号を付し、「その他」欄に新しい目的、範囲を次のとおり記載する：

“番号 目的、範囲の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青イン

クで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った目的、範囲の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい目的、範囲を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：

“番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）目的、範囲“を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された目的、範囲を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：

“番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）目的、範囲”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

要役地土地登記簿へ付記登記で行う場合

a. 目的、範囲に関する変更：登記官は第83条3項に従って順序番号を付し、「その他」欄に新しい目的、範囲を次のとおり記載する：

“番号-番号 目的、範囲 の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った目的、範囲の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい目的、範囲を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続き、枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）目的、範囲“を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された目的、範囲を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続き、枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）目的、範囲”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

第107条 地役権の抹消登記方法

地籍管理所が第47条（地役権抹消登記申請書）に定める地役権抹消登記の申請書を受領したときは、登記は以下のとおり行う。

1- 承役地の土地登記簿

「負担」欄に記載されている事項は赤インクで取消し線を付し、：「負担」欄に“番号 年月日 期間満了、契約取消、合意解除により地役権抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

2- 要役地の土地登記簿

「その他」欄に記載されている事項は赤インクで取消し線を付し、：“番号 年月日 期間満了、契約取消、合意解除により地役権抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第5款 先取特権の登記方法

第108条 不動産保存、不動産工事、不動産売買の先取特権の登記方法

地籍管理所が第48条（不動産保存、不動産工事ならびに不動産売買の先取特権の登記申請書）に定める先取特権の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号 年月日 不動産保存、工事、不動産売買に基づき、氏名 に対し、先取特権設定。債務者 、債権額 、利息 %、損害金 %、 ”を青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第109条 先取特権移転の登記方法

地籍管理所が第49条（先取特権移転登記申請書）に定める先取特権の移転登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日 に基づき、氏名 から氏名 へ、先取特権No. 移転、持分移転、一部移転、債権額 、持分 ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第110条 先取特権の抹消登記方法

地籍管理所が第50条（先取特権抹消登記申請書）に定める先取特権の抹消登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担」欄と「その他」欄に記載されている事項に赤インクで取消し線を付し、「負担」欄に、“番号 年月日、弁済、先取特権の放棄により○番先取特権抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第6款 質権の登記方法

第111条 質権設定の登記方法

地籍管理所が第51条（質権設定登記申請書）に定める質権の設定登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担」欄に以下のとおり登記を行う。

“番号 年月日、契約、質権設定契約に基づき、氏名に対して質権設定。債務者、期間、元本額、違約金、被担保債権に付された条件、特約、共同担保目録番号 ”を青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第112条 質権移転の登記方法

地籍管理所が第52条（質権移転登記申請書）に定める質権の移転登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日 に基づき、氏名 から氏名 へ、質権No. 移転、持分移転、一部移転、債権額 、持分 ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第113条 転質権設定の登記方法

地籍管理所が第53条（転質権設定登記申請書）に定める転質権の設定登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担」欄に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日、 契約、年月日 転質権設定契約に基づき、質権No.上に氏名 に対して転質権設定。債務者 、期間 、元本額 、違約金 、被担保債権に付された条件 、特約 ”を青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第114条 質権の変更または更正登記方法

地籍管理所が第54条（質権の変更・更正登記申請書）に定める質権の変更・更正登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）に以下のとおり登記を行う。

主登記で行う場合：

- a. 元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約に関する変更：登記官は第83条1項に従って順序番号を付し、「その他」欄に新しい元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約を次のとおり記載する：
“番号 元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。
- b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：
“番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。
- c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：
“番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

付記登記で行う場合

- a. 元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約に関する変更：

登記官は第83条3項に従って主登記の順序番号に続いて枝番号を付し、「その他」欄に新しい元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約を次のとおり記載する：

“番号-番号 元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

第115条 質権の抹消登記方法

地籍管理所が第55条（質権抹消登記申請書）に定める質権の抹消登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担」欄と「その他」欄に記載されている事項に赤インクで取消し線を付し、「負担」欄に、“番号 年月日、弁済、質権の放棄および契約の合意解除により○番質権抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第7款 抵当権の登記方法

第116条 抵当権の設定登記方法

地籍管理所が第56条（抵当権設定登記申請書）に定める抵当権の設定登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担」欄に以下のとおり登記を行う。

“番号 年月日、 契約、抵当権設定契約に基づき、氏名 に対して抵当権設定。債務者、元本額、利息 %、損害金 %、被担保債権に付された条件、共同担保目録番号”を青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第117条：転抵当権設定

地籍管理所が第57条（転抵当権設定登記申請書）に定める転抵当権の設定登記申請

書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日、 契約 、年月日 転抵当権設定契約に基づき、抵当権No. 上に氏名 に対して転抵当権設定。債務者 、元本額 、利息 %、損害金 %、被担保債権に付された条件 ”を青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第118条 抵当権移転の登記方法

地籍管理所が第58条（抵当権移転登記申請書）に定める抵当権の移転登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日 に基づき、氏名 から氏名 へ、抵当権No. 移転、持分移転、一部移転、債権額 、持分 ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第119条 共同抵当権の代位の登記方法

地籍管理所が第59条（共同抵当権の代位の登記申請書）に定める共同抵当権の代位の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日 民法第858条の代位に基づき、氏名 へ、共同抵当の代位。元本額 、利息 %、損害金 %、被担保債権に付した条件 、”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第120条： 抵当権の譲渡・放棄の登記方法

地籍管理所が第60条（抵当権の譲渡・放棄の登記申請書）に定める抵当権の譲渡・放棄の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日 抵当権の譲渡・又は放棄契約に基づき、○番抵当権は氏名 に対して、譲渡または放棄された。債務者 、元本額 、利息 %、損害金 %、被担保債権に付された条件 、” と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第121条： 抵当権の順位譲渡・放棄の登記方法

地籍管理所が第61条（抵当権の順位の譲渡・放棄の登記申請書）に定める抵当権の順位の譲渡・放棄の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日、 抵当権の順位の譲渡又は放棄契約に基づき、○番抵当権は○番抵当権に対して、順位譲渡または放棄 ” と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第122条： 抵当権の順位変更の登記方法

地籍管理所が第62条（抵当権の順位の変更の登記申請書）に定める抵当権の順位の変更の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号、番号-番号 年月日、 抵当権の順位の変更契約に基づき、○番、

○番抵当権の順位を○番、○番へ変更”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第123条 抵当権の変更または更正登記方法

地籍管理所が第63条（抵当権の変更・更正登記申請書）に定める抵当権の変更・更正登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）に以下のとおり登記を行う。

主登記で行う場合：

- a. 元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件、特約に関する変更：登記官は第83条1項に従って順序番号を付し、「その他」欄に新しい元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件を記載する：
“番号 元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。
- b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：
“番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。
- c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：
“番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

付記登記で行う場合

- a. 元本額、違約金、被担保債権に付した条件の変更：登記官は第83条3項に従って主登記の順序番号に続いて枝番号を付し、「その他」欄に新しい元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件を記載する：
“番号-番号 元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件 の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。
- b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序

番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件“を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

第124条 抵当権の抹消登記方法

地籍管理所が第64条（抵当権抹消登記申請書）に定める抵当権の抹消登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担」欄と「その他」欄に記載されている事項に赤インクで取消し線を付し、「負担」欄に、“番号 年月日、弁済、抵当権の放棄および契約の合意解除により○番抵当権抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第8款 根抵当権の登記方法

第125条 根抵当権の設定登記方法

地籍管理所が第65条（根抵当権設定登記申請書）に定める根抵当権の設定登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担」欄に以下のとおり登記を行う。

“番号 年月日 根抵当権設定契約に基づき、氏名 に対して根抵当権設定、債務者、極度額、被担保債権の範囲、確定期日、特約”を青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第126条 根抵当権移転の登記方法

地籍管理所が第66条（根抵当権の譲渡の登記申請書）に定める根抵当権の移転登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日 に基づき、氏名 から氏名 へ、根抵当権No. 移転”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第127条 根抵当権の分割譲渡の登記方法

地籍管理所が第67条（根抵当権の分割譲渡登記申請書）に定める根抵当権の分割譲渡登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-符号 年月日 分割譲渡契約に基づき、○番根抵当権が氏名 に分割譲渡、極度額、債務者、被担保債権の範囲、元本確定日付、特約 ”と青または黒インクで記載。

“番号-符号-番号 年月日分割譲渡契約に基づく、○番根抵当権分割譲渡後の極度額”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第128条 根抵当権の変更登記方法

地籍管理所が第68条（根抵当権の極度額の変更登記申請書）、第69条（根抵当権の被担保債権の範囲の変更登記申請書）、第70条（根抵当権の元本確定日付の変更登記申請書）、に定める根抵当権の変更登記申請書、および債務者の変更登記を受領したときは、第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）記載し、「その他欄」に新しい極度額、被担保債権の範囲、確定日付を次のとおり記載する。

“番号-番号 年月日 に基づき、極度額、被担保債権の範囲、元本確定日の変更”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第129条 根抵当権者および債務者の相続人の合意の登記方法

地籍管理所が、根抵当権者および債務者の相続人の合意の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日 合意に基づき、債務者の氏名 もしくは、債権者の氏名”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第130条 根抵当権の元本確定日の登記方法

地籍管理所が、根抵当権の元本確定日の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 書面日付 に基づき、○番根抵当権の元本確定”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第131条 根抵当権の抹消登記方法

地籍管理所が第71条（根抵当権抹消登記申請書）に定める根抵当権の抹消登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」と「その他」欄に記載されている事項に赤インクで取消し線を付し、「負担」欄に、“番号 年月日、弁済、根抵当権の放棄および契約の合意解除により○番根抵当権抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す

第9節

物権に関連する権利の登記方法

第132条 買戻特約の登記方法

地籍管理所が第72条（買戻特約登記申請書）に定める買戻特約の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「証書または判決の要旨欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 氏名 は氏名に対し、売買代金 、契約費用 、買戻期間 、で売った。年月日 買戻特約”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第133条 買戻特約の抹消登記方法

地籍管理所が、買戻特約の抹消の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「証書または判決の要旨欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号 年月日 期間満了、買戻権行使、混同に基づき、番号-番号 買戻特約の抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第134条：共有不動産不分割特約の登記方法

地籍管理所が第73条（共有物不分割特約の登記申請書）に定める共有物不分割の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。：“番号-番号 年月日 特約に基づき、共有物不分割、期間 ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第135条：共有不動産不分割特約の期間変更の登記方法

地籍管理所が第74条（共有物不分割の期間変更登記申請書）、第75条（共有物不分割の期間の更正登記申請書）に定める共有物不分割の変更・更正登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）に以下のとおり登記を行う。

主登記で行う場合：

a. 期間の変更：登記官は第83条1項に従って順序番号を付し、「その他」欄に新しい期間を記載する：

“番号 期間の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った期間の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい期間を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：“番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）期間”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された期間を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：“番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）期間”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

付記登記で行う場合

a. 期間の変更：登記官は第83条3項に従って主登記の順序番号に続いて枝番号を付し、「その他」欄に新しい期間を記載する：

“番号-番号 期間 の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った期間の部分に下線を付し、その

そばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい期間を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）期間“を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された期間を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）期間”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

第136条：共有物不分割特約の抹消登記方法

地籍管理所が、第76条（共有物不分割の抹消登記申請書）に定める共有物不分割特約の抹消の登記申請書を受領したときは、「負担欄」「その他欄」に記載されている事項に赤インクで取消し線を付し、“番号 年月日 期間満了、合意解除に基づき、共有物不分割の抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第10節

権利者の氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の変更もしくは更正登記方法

第137条：権利者の氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の変更・更正登記の方法

地籍管理所が第77条（権利者の氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の変更登記申請書）、第78条（権利者の氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の更正登記申請書）に定める権利者の氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の変更・更正登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）に以下のとおり登記を行う。

a. 氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の変更：登記官は第83条3項に従って主登記の順序番号に続いて枝番号を付し、「その他」欄に新しい氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名を次のとおり記載する：

“番号-番号 氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名 の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名“を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

第6章

登記情報の閲覧および証明書発行手続

第138条 閲覧と証明書の申請方法

1. 閲覧と証明書発行の申請は、書面で行う。
2. 閲覧と証明書発行の申請は、不動産が所在するムニシパル／ディストリクト／カン地籍管理所、キャピタル／プロビンシャル地籍管理所または中央地籍管理所に対して行う。
3. 閲覧と証明書発行の申請書には、以下の事項を含む。
 - 申請の目的、調査または登記簿の写しの証明書発行
 - 申請者の氏名と住所
 - 申請者が法人である時は、法人の代表者の氏名
 - 登記簿の名前
 - 不動産もしくは権利の表示
 - 登記簿の写しの証明書の通数
 - 申請日付、署名もしくは指印
4. 閲覧と証明書発行を申請する者は、国土管理都市計画建設省と経済財務省の共同省令に規定する手数料を支払う。

第139条 閲覧と証明書発行の許可

1. 閲覧の申請を受領したときは、不動産が所在するムニシパル／ディストリクト／カン地籍管理所、キャピタル／プロビンシャル地籍管理所または中央地籍管理所登記官は申請人に登記簿の閲覧を許可する。
2. 閲覧の申請を受領したときは、登記官は申請人に対して遅滞なく3日以内に登記簿の閲覧を許可する。
3. 証明書発行の申請を受領したときは、申請のあった事項につき、登記官は登記簿から手書きもしくは複写機を使ったコピーを作成し、当該書面に以下の事項を記載する。
 - 原本からの真正なコピーであること
 - 年月日
 - 登記官のイニシヤル、地籍管理所長の氏名及び署名、地籍管理所の印
4. 証明書発行申請書を受領したときは、登記官は申請人に対して遅滞なく3日以内に証明書を発行する。

第7章

担保物権登記を証する書面

第140条 担保物権登記を証する書面の発行

1. 担保物権の登記を行った地籍管理所は、担保権者に対し、“担保権登記を証する書面”を発行しなければならない。
2. 地籍管理局は、担保権権利証の発行にあたり、担保物権の目的となった不動産もしくは権利に関する権利証をコピーし、“原本からの真正なコピーである”旨を記載し、それに署名・押印を付す。
3. 地籍管理所は、登記官が登記を終了した後、“不動産所有認定証明書”、“不動産占有権権利証”、“不動産の占有および使用権権利証”、“永借権認定証明書”、“用益権認定証明書”等、担保物権の目的となった権利に関する権利証をその権利の保持者に返却しなければならない。

第8章 最終条項

第141条 適用期日

1. 本省令は、署名後6か月後に適用する。
2. 第1項の規定に関わらず、第2条ないし第11条、第13条、第14条、第20条、第21条、第23条ないし第27条、第56条ないし第71条、第79条ないし第85条、第88条、第89条5項、第116条ないし第131条、第140条は署名後ただちに適用する。

第142条 矛盾する規定の廃止

本省令の適用時において、本省令の規定に矛盾する規定は、本省令の適用期日において効力を有しないこととする。

国土管理都市計画建設省
上級大臣（署名）

司法省
大臣（署名）